2　競争参加資格　次に掲げる条件を満たしている者であること。

⑴　以下の各号に該当しない者であること。

①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去２年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者

(A)　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実

(B)　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実

(C)　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実

(D)　監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実

(E)　正当な理由なくして契約を履行しなかった事実

(F)　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実

(G)　(A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実

③　機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者

④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

⑵　機構における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち機械設備工事の認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。

⑷　本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑸　経常建設共同企業体及び事業協同組合等として確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書等を提出することができない。

⑹　次の条件を満たす同種工事の施工実績を有していること。

①　本工事における確認申請書等の提出期限までに元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有していること。

【同種工事として認める施工実績の要件】

・回転数制御を行う複数台で構成されるポンプ設備を製作し据付した工事

※「ポンプ設備」とは、主ポンプ設備（ポンプ形式は陸用の高圧（600Ｖを超える）電動機駆動の両吸込渦巻ポンプに限る）、主ポンプ駆動設備、系統機器設備及び監視操作制御設備により構成される設備とする。

※「製作し据付した工事」とは、自らポンプ設備全体のシステム設計を行い、ポンプ設備を構成する設備全体の施工をした工事をいう。

②　同種工事の施工実績は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）の工事実績情報サービス（以下「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録されている工事から選定すること。

③　単体として確認申請書等を提出する場合に、共同企業体の構成員としての同種工事の施工実績とするときは、出資比率20％以上の場合に限ること。

④　経常建設共同企業体として確認申請書等を提出する場合は、構成員のいずれかが元請けとして同種工事の施工実績を有していること。

⑤　同種工事の発注者から企業に対して通知された工事成績評定表の評定点が65点未満のものは同種工事の施工実績として認めない。

⑥　工事成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種工事の施工実績とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）をもって実績とみなす。

⑺　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から本工事に専任として配置できること。

①　主任技術者にあっては、建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者、監理技術者にあっては、建設業法第15条２号イ、ロ又はハに該当する者であること。なお、本工事は建設業法第２条に掲げる建設工事のうち、「機械器具設置工事」である。

②　次に示す期間については専任を要しない。なお、専任を要する期間と専任を要しない期間で配置予定技術者が交代する場合、専任を要しない期間の配置予定技術者は、③の基準を満たす必要はない。

(A)　請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）

(B)　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(C)　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(D)　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

③　入札説明書に記載する条件を満たす経験を有する者であること。

④　監理技術者が必要となる工事にあっては、機械器具設置工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤　配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認申請書等の提出日以前に３ヶ月以上あること。

⑻　確認申請書等の提出期限から開札時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。

⑼　提出された技術提案（施工計画を含む。）（以下「技術提案」という。）に関する提案内容が、入札説明書に参考として示した別紙２「技術提案書作成にあたっての標準案・制約条件等」、別添図面及び仕様書等の内容（以下「標準案」という。）を満たしていること。

⑽　機構が発注した工事のうち、平成25年１月１日から平成26年12月31日までの２年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「機械設備工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑾　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⒀　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

⑴　評価項目　評価項目は次に示す事項とし、詳細は入札説明書による。

①　ポンプ設備の総合効率向上

②　ポンプ設備の維持管理費の低減対策

③　施工上の配慮すべき事項